

下水道使用料の賦課漏れについて

令和2年10月5日
松江市上下水道局

排水設備の適切な管理の徹底、下水道接続の促進及び未整備箇所の解消を図るため、令和2年度から実施している排水設備の現地調査において、対象家屋を抽出する際に、下水道使用料の賦課漏れが判明しましたので、以下のとおり状況を報告します。

賦課漏れの対象となった皆様には、多大なご迷惑をお掛けしましたことに対し、深くお詫びを申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1. 経過

「水道の契約はあるが下水道の契約がないところ」を排水設備現地調査の対象として抽出する際、アパート等同一の建物において、下水道契約がある部屋とない部屋が混在するものがあったことから、賦課漏れであることが判明したものです。

2. 概要

賦課漏れ戸数 58 戸
対象者 72 名（アパート等の入退去があるため戸数を上回ります）
賦課漏れ額 6,285,348 円（うち、5 年を経過し時効となっている額 762,860 円）

3. 主な原因（裏面参照）

- (1) 平成 23 年に、従来、別々であった水道料金と下水道使用料の料金電算システムを、水道のシステムに統合した際、空室等で水道が休止の状態であったところについて、下水道の情報が登録漏れとなっていた。その後、入居等で水道の申し込みがあった際、下水道の情報を登録すべきところ、確認不足により賦課漏れとなったもの。
（対象 44 戸）
- (2) 下水道に接続済みの建物で、水道メーターが増設された際、同時に登録すべき下水道の情報が漏れていたことで賦課漏れとなったもの。（対象 6 戸）

4. 再発防止策

今後、水道メーターの新設（増設）時、または、料金電算システムの情報で「水道のみ」となっているところが使用開始される場合は、排水設備工事申請の有無や完了検査の実施情報等で下水道接続の有無について再確認を徹底します。

5. 対応

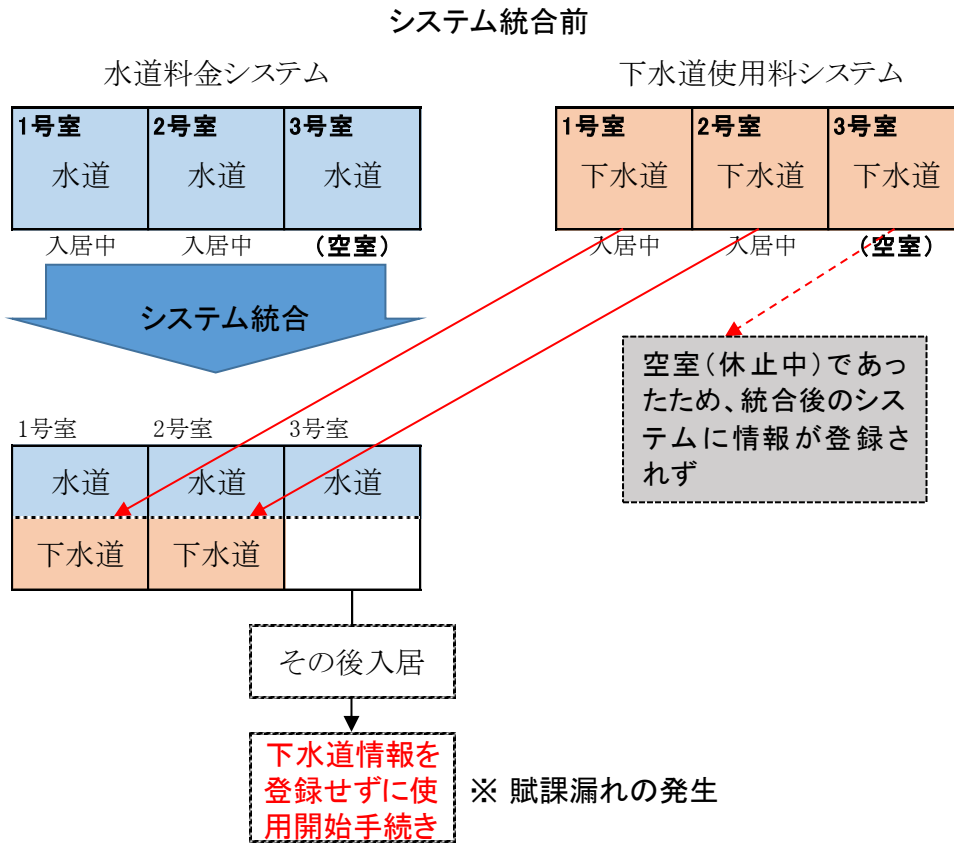
対象者 72 名のうち、賦課漏れ額の全額が時効となった 2 名を除く 70 名の方について、訪問または電話により経過説明とお詫びをしたうえで、過去の下水道使用料（最長 5 年分）の納付をお願いしています。

10 月 2 日時点で、69 名の方と連絡が取れ、そのうち 62 名の方に納付の了承をいただきました。引き続き、すべての方に対し納付をお願いしてまいります。

なお、支払方法については、対象者の方と協議し、最長 5 年間の分割納付を可能としています。

参考図

原因 (1)



原因 (2)

